

「盛岡市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金」に関するQ & A

1 制度について

Q 1 どのような場合、補助対象となるのか。

盛岡市内の私立保育所等^{*1}を運営する事業者（法人等）が、宿舎を借り上げ、雇用する保育士（保育士資格を有する保育教諭を含む。）を入居させた場合に、賃借料等の一部を補助するものです。

***1 市内の私立保育所等とは、認可保育所（公立を除く）、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所です。**

Q 2 補助内容について

【対象となる経費】

雇用する保育士向けの宿舎の借り上げに係る経費のうち、①賃借料、②共益費（管理費）、③更新料を対象とします。

【対象とならない経費】

①～③以外の経費（よく誤認される経費：サポートサービス費用、駐車場代、保証委託料）。

【補助額】

補助対象となる経費の合計月額を補助基準額とし、1戸あたりの補助基準額の3/4までの額が補助額となり、補助額を除いた残りの1/4が事業者の負担となります。ただし、対象の保育士から宿舎使用料など上記①～③に係る費用の一部を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額が補助基準額となります。

また、算出した補助額に10円未満の端数がある場合は切り捨てとなります（※月額毎に切り捨てします）。

補助額：月額39,000円上限（補助基準額（月額52,000円上限）の3/4以内の額）

【補助期間】

事業者に保育士として採用されてから5年以内、かつ事業者が借り上げた宿舎に入居し、宿舎の所在地に住民登録している期間となります。※補助金の申請は単年度ごとになります。

Q 3 どのような宿舎を借り上げた場合、補助対象となるのか。

事業者が宿舎等を所有する貸主と不動産賃貸借契約を締結し、保育士用宿舎として借り上げ、保育士が入居している宿舎が補助対象となります。なお、盛岡市外の宿舎でも対象となりますが、市外に宿舎を借り上げる理由について申立書の提出が必要となります。

申請者である法人、役員及び従業員等が所有する宿舎を貸与している場合は対象なりません。

Q 4 補助の対象となる期間は

【開始日】

宿舎を事業者が借り上げ、条件を満たした保育士が入居してからの経費が補助対象となります。が、具体的には、次の中で最も後に生じた日が対象期間の開始日になります。なお、開始日は対象期間に含みます。

- (1) 採用日当日
- (2) 宿舎への入居日（住民票の「住定日」の当日）
- (3) 賃貸借契約上の入居日当日

【終了日】

次の内で最も先に生じた日が対象期間の終了日になります。なお、終了日は対象期間に含みます。

- (1) 退職日当日
- (2) 宿舎からの転居日（住民票の「住定日」の当日）
- (3) 事業者に採用されてから6年目を迎える日の前日

Q5 事業者が、雇用する保育士へ住居手当を支給している場合は補助対象となるのか。

保育士本人へ住居手当を支給している場合は、補助対象となりません。

Q6 給与規程等の改定は必要か。

当該補助金は、住居手当が支給されていないことが要件になっていることから、給与規程等に定める「住居手当」の支給要件等に変更が生じることが考えられます。また、補助対象となる保育士から賃借料の一部の負担を求める場合についても、諸規程の制定や一部改正などが必要と考えられます。

Q7 宿舎を貸与するということは現物給与になるが、本来は本人が家賃を支出しなければならないところ、支出がないという点について、所得税との関係はどうなるか。

所得税に関しては、最寄りの税務署にお問い合わせ願います。

なお、参考として、国税庁のタックスアンサー（令和7年4月1日現在法令等）によると、「使用人に対して社宅や寮などを貸与する場合には、使用人から1か月当たり一定額の家賃（賃貸料相当額の50パーセント以上）を受け取っていれば給与として課税されません」とされています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2597.htm>

※「賃貸料相当額」と「賃借料（家賃）」は異なります。

Q8 1棟でも1戸でも補助対象となるのか。

どちらでも補助対象となります。ただし、どちらの場合も、要件を満たしている保育士が入居している戸数のみが補助対象となります。

Q9 現在保育士が個人で借りている住居を、補助対象とすることはできるのか。

補助対象となる宿舎の要件は、「保育施設を運営する事業者が、市内の保育施設に従事する保育士のために借り上げる宿舎」となっており、事業者が直接借り上げていることが要件となります。そのため、保育士個人と貸主間の賃貸借契約になっている住居は補助対象なりません。

このような場合は、当該住居を事業者と貸主間による賃貸借契約に変えることで補助対象とすることができます。ただし、事業者と貸主間の賃貸借契約の開始日が補助対象の起算日となります。

なお、契約者が保育士から事業者に変更になることから、補助事業終了後の物件の取り扱いについて支障が生じないように、事前に取り交わしを行うなど必ず双方同意のうえで申請するようしてください。

Q10 シェアハウスなど1つの宿舎に複数人で居住している場合は、どのようになるのか。

世帯状況等により、補助金額の算定方法等が異なります。保育士の世帯状況等をよく確認のうえ、子育てあんしん課にご相談ください。

＜例＞ Aさん（勤続10年目）、Bさん（勤続3年目）の2人で、それぞれ別世帯で入居している場合

Aさんは補助対象になりませんが、Bさんは補助対象となります。Bさんの専有面積^{※3}に応じて、賃借料を案分したうえで、補助金額を算定します。ただし、Aさんに住居手当が支給されている場合は、補助対象にならないことも考えられます。

※3 専有面積による判断が難しい場合は、賃借料の1／2の額。

Q11 単身者でないと補助対象とならないか。(同居の親族等がいる場合)
単身者であることは補助対象の要件としておりませんが(家族や配偶者との同居も可)、補助対象となるのは対象の保育士が <u>主たる生計者</u> (最も生計を支えている者)である場合に限ります。
Q12 どのような基準で補助対象の保育士が主たる生計者と判断すればよいのか。
同居人に収入がある場合は、①同居人の収入が確認できる書類(源泉徴収票の写しなど)、②同居人が住宅手当の給付を受けていないことを確認した書類を提出いただき、対象の保育士が主たる生計者であるかどうか及び補助対象であるかどうかを判断します。
なお、宿舎における同居の状況については、各施設で確認いただくこととなります。家族の所得を確認するための資料を依頼し、保育士が主たる生計者に当たるかどうか確認してください。判断に迷った場合は子育てあんしん課にご相談ください。
Q13 同居する家族に住居手当があった場合は補助の対象となるか。
補助対象となりません。
Q14 補助金は何年活用することができるか。
最長で5年活用することができます。ただし、本事業の継続実施は国の補助事業の動向等にもよるため、状況により補助内容や期間が変更となる場合がありますので、予めご承知おきください。
Q15 この補助を利用しないという選択も可能なのか。
可能です。本補助事業は強制するものではありません。

2 対象経費・補助金額の計算について

Q16 対象経費、月額基準額、補助金額とは
「Q2 補助内容について」をご確認ください。
Q17 保育士本人が一部家賃を支払っている場合の補助金額の計算方法は。
保育士本人が家賃を一部負担している場合は、本人負担分を除いた金額が補助対象となります。
<p>【参考】</p> <p><例1> 賃借料等30,000円、本人負担額なしの場合 【月額基準額】「30,000円」と【月額基準額上限】のうち小さい額の「30,000円」となります。 【補助金額】22,500円：「月額基準額30,000円」の3／4</p> <p><例2> 賃借料等80,000円、本人負担額なしの場合 【月額基準額】「80,000円」と【月額基準額上限】のうち小さい額の「52,000円」となります。 【補助金額】39,000円：「月額基準額52,000円」の3／4</p> <p><例3> 賃借料等50,000円、本人負担額が10,000円の場合 【月額基準額】「40,000円(50,000円-10,000円)」と【月額基準額上限】のうち小さい額の「40,000円」となります。 【補助金額】30,000円：「月額基準額40,000円」の3／4</p> <p><例4> 賃借料等70,000円、本人負担額が10,000円の場合 【月額基準額】「60,000円(70,000円-10,000円)」と【月額基準額上限】のうち小さい額の「52,000円」となります。</p>

	<p>【補助金額】 39,000 円 : 「月額基準額 52,000 円」の 3／4</p> <p><例 5> 賃借料等 62,000 円、本人負担額が 10,000 円の場合 【月額基準額】 「52,000 円 (62,000 円 - 10,000 円)」と「月額基準額上限の 52,000 円」が同額のため、「52,000 円」となります。</p> <p>【補助金額】 39,000 円 : 「月額基準額 52,000 円」の 3／4</p>	
Q18	<p>4月1日付採用の保育士が3月中に入居した場合、3月分家賃は補助対象となるのか。</p> <p>法人等が借り上げた宿舎に、保育士が入居し、雇用された日から補助対象となるため、3月分家賃は対象となりません。Q4を確認願います。</p>	
Q19	<p>4月から入居したが、4月分の家賃を3月中に支払った場合は補助対象となるのか。</p> <p>賃貸借契約に基づき支払われている4月分の家賃であれば対象となります。</p>	
Q20	<p>保育士が年度途中で退職や転出等により補助対象外となる場合、補助金額の計算方法は。</p> <p>対象期間は、①退職日当日、②宿舎からの転居日（住民票の「住定日」の当日）、どちらか先に生じた日までとなります。なお、当日は対象期間に含みます。</p> <p>月額基準額は、①契約書上の賃借料等を当該月の居住日数で日割り計算した額と、②実際に支払った賃借料等の額（賃貸借契約上で日割り計算等がされている場合）のうち、いずれか小さい額となります。</p> <p><例> 退職日3月15日、住民票の「住定日」3月10日、支払った3月分家賃50,000円（契約上の月額）の場合</p> <p>【補助期間】 3月1日から住民票の「住定日」の当日である3月10日までの10日間</p> <p>【月額基準額】 50,000円を日割り（×10日/31日）し、16,120円（10円未満切り捨て）</p> <p>【補助金額】 「月額基準額 16,120 円」の 3／4 で、12,090 円となります。</p> <p>なお、保育士自己負担分については規定しておりませんので、日割り計算とするかどうかは各事業者でご判断願います。</p>	
Q21	<p>保育士が月途中で入居や転入により補助対象となる場合、補助金額の計算方法は。</p> <p>対象期間は、①採用日当日、②宿舎への転入日（住民票の「住定日」の当日）、③賃貸借契約上の入居日当日のうち、最も後に生じた日までとなります。なお、当日は補助期間に含みます。</p> <p>月額基準額は、①契約書上の賃借料等の月額を当該月の日数で日割り計算した額と、②実際に支払った賃借料等の額（賃貸借契約上すでに日割り計算されている場合）のうち、いずれか小さい額となります。</p> <p><例> 採用日6月10日、住民票の「住所を定めた年月日」6月15日、賃貸借契約上の入居日6月1日、支払った6月分家賃45,000円（契約上の月額）の場合</p> <p>【補助期間】 採用日6月15日から6月30日までの16日間</p> <p>【月額基準額】 45,000円を日割り（×16日/30日）し、24,000円</p> <p>【補助金額】 「月額基準額 24,000 円」の 3／4 で、18,000 円</p>	
Q22	<p>敷金・礼金は本人負担か。</p> <p>国で補助対象としていないため、敷金・礼金については補助の対象に含まれません。本人か法人のいずれかで負担いただく必要があります。誰が負担するかによって本補助事業に影響が生じることはありませんが、円滑に事業を進めるため、法人と入居する保育士の間で負担区分などについて予め合意しておくことが望ましいと考えられます。</p>	

Q23 駐車場代は補助対象とならないが、どのように園で支払すればよいのか。

家賃等と併せて法人から貸主へ支払っていただいて差し支えありません。保育士本人が負担することも可能です。誰が負担するかによって本補助事業に影響が生じることはありませんが、円滑に事業を進めるため、法人と入居する保育士の間で負担区分などについて予め合意しておくことが望ましいと考えられます。

3 補助対象保育士について

Q24 補助対象保育士の条件は。

次にあげるすべての要件を満たしていることが必要となります。

- ・期間の定めのない労働契約を結んでいる者であること（1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者を含みます）。
- ・保育業務に従事していること。
- ・社会保険の被保険者であること。
- ・採用日から起算して5年目までの常勤の保育士であること。なお、ここでいう常勤の条件は次のとおりとなります。

○勤務する保育施設の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（当該勤務すべき時間数が1月につき120時間以上であるものに限る。）以上勤務していること、または当該保育施設において1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していること。

- ・過去に当市で本補助事業を利用したことがなく、令和7年度以降に他の自治体の同様の制度を利用していないこと。

※市内の他法人の施設で既に本補助事業を利用していた場合は、採用日から5年以内であっても対象となりませんので、本事業の申請に際しては、対象の保育士が過去に本事業を利用していないか事前に確認いただくようお願いします。不明な場合は子育てあんしん課にご相談ください。

Q25 常勤であれば、パート勤務でも対象となるのか。

Q24の対象となる職員であれば、パート勤務でも対象となります。

Q26 保育士以外の職員は対象となるのか。また、施設長や園長は対象となるのか。

保育士のみが補助対象となっており、他の職員は補助対象となりません。また、保育士の資格を有しているが、保育業務に携わっていない職員も補助対象となりません。

資格の有無にかかわらず、施設長や園長は補助対象となります。

Q27 産休中や育休中の職員は補助対象となるのか。また、休職中の職員は補助対象となるのか。

雇用関係が継続している場合は、補助対象となります。

Q28 職員が特段の事情（介護等）により一度退職し、改めて同法人等の同施設に再就職した場合は補助対象となるのか。

一度退職したことから、補助対象となりません。ただし、休職という取扱いで雇用関係が継続している場合は、補助対象となります。

Q29 現在、採用後5年以上の保育士資格を有していない職員がいるが、保育士資格を取得した場合、補助対象となるのか。

保育士の資格を取得後に勤務を開始した日を「保育士として保育所等に採用された日」とし、補助対象となります。

<p>Q30 市内の宿舎に居住している保育士で、市外の保育施設等に勤務している者は補助対象となるのか。</p>
<p>補助対象となりません。市内の保育施設に勤務している保育士が補助対象となります。</p>
<p>Q31 同一法人内で異動した職員は補助対象となるのか。</p>
<p>Q24 の対象となる職員であれば、同一法人内の施設の異動に限り補助対象となります。市外の園から市内の園に異動になった場合でも、Q24 の対象となる職員であれば補助対象となります。</p> <p>ただし、市内の園から市外の園に異動した保育士は、補助対象となりません。また、市外の園から市内の園に異動になった場合で、過去に本補助事業を利用していた保育士は、採用日からの年数に関わらず補助対象となりません。</p>
<p>Q32 他の自治体で同様の制度を利用していたことがある職員は補助対象となるのか。</p>
<p>令和7年3月31日までに利用していた場合については、Q24 の対象となる職員であれば、補助対象となります。他自治体での制度の利用状況については考慮しません。</p> <p>令和7年4月1日以降に利用したことがある場合は、他自治体も含め一人1回限りの制度利用となりますので、補助対象となりません。</p>
<p>Q33 保育施設を運営する法人等に採用されて6年目になる保育士が、同じ法人等が運営する他の園に異動して1年目という場合、補助対象となるのか。</p>
<p>補助対象となる保育士は、法人等に採用されて5年以内が補助期間となります。</p> <p>異動先の市内の保育施設では1年目であっても、同法人等に採用されて6年以上になる方は補助対象となりません。</p>
<p>Q34 養成校を卒業したばかりの新採用職員でなくとも補助対象となるのか。</p>
<p>対象となります。年齢制限は設けていませんので、転職により新たに採用された方で、Q24 の条件を満たす方は対象に含まれます。ただし、補助対象者にならない保育士とのバランスを考え、園で基準等を作成し、対象とするかどうかを判断することが望ましいと考えられます。</p>
<p>Q35 現在、実家から通っているが、これを機にアパートへ住むといった5年以内の保育士は対象となるのか。</p>
<p>対象となります。経緯について制限は設けていませんので、Q24 の条件を満たす方は対象に含まれます。ただし、補助対象者にならない保育士とのバランスを考え、園で基準等を作成し、対象とするかどうかを判断することが望ましいと考えられます。</p>
<p>Q36 補助期間が終了したら、保育士には宿舎から退去してもらうのか。</p>
<p>補助期間が終了するなどして保育士が補助の要件を満たさなくなった場合でも、宿舎としていた住宅から必ず退去しなければならないわけではありません。具体的には、次のような選択肢が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該保育士に宿舎を退去してもらう。 ②宿舎の賃借契約者を事業者から保育士に変更して、そのまま契約を継続する。 ③法人が保育士から家賃を徴収して、そのまま契約を継続する。 <p>補助事業完了後の宿舎については、その利用方法について当市から何らかの制限が生じるものではありませんが、予め規程に定めておく等により、事前に入居する保育士の理解を得ておくことが望ましいと考えられます。</p> <p>特に従前から保育士が居住していた住宅を宿舎とする場合は、契約者が保育士から事業者に変更されることから、補助事業終了後の物件の取り扱いについて支障が生じないように、事前に取り交わしを行うなど必ず双方同意のうえで申請するようにしてください。</p>

4 申請手続き等について

Q37 補助金交付申請の提出方法について
別途申請案内の通知を行いますので、案内に従って作成・提出をお願いします。
Q38 申請者は誰になるのか。
申請者は法人等となります。保育施設単位での申請受付となります。同一法人等で複数の施設を経営している場合は、施設ごとに書類を分けて申請をお願いします。
Q39 市からの補助金の支払についてはどのように進められるのか。
年度末に実績報告を確認した後、翌年度の4月以降の支払いを予定しています。 前金払を希望される場合は、交付決定後に補助額の一部について前金払の申請を受け付ける予定としています。前金払の申請方法等については、交付決定後に別途案内を行います。
Q40 住民票の写しの提出は必ず必要か。
市内に居住する保育士及び同居人等については、住民票の写しの提出に代えて、住民基本台帳の閲覧同意書を提出する方法でも受け付けるものとします。ただし、市外に居住している場合は台帳を確認できないため、従来どおり住民票の写し（コピー可）の提出が必要となります。
Q41 職員が退職後県外に転出したため、盛岡市の住民票の写しの提出が困難である。
盛岡市からの転出日がわかるものであれば、転出先など他自治体の住民票の写し（コピー可）の提出でも差し支えありません。その他、提出が困難な事情がある場合は、子育てあんしん課にご相談ください。